

令和7年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和7年9月30日（火）14時00分～16時00分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 吉田 智也 （中央大学 商学部 教授） 委 員 加藤 順一 （尚美学園大学 総合政策学部 教授） 委 員 栗山 美香 （あおい 総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	事務局 総務部長：古屋 勝敏 総務課長：中島 雄一、副課長：土屋 邦和、主査：高城 満、 主任：下山 寛之 担当課 道路治水課主任技師：青山 拓未、大林 晴章、服部 康直 営繕課主任技師：川原井 雄太 教育政策課主査：渡部 登紀子 水道課副課長：大塚 貴弘
会議次第	○ 委嘱状交付 1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 （1）委員長の選出について （2）委員長職務代理者の選出について （3）報告事項 ① 令和6年度入札制度改正について ② 令和6年度下半期建設工事等に関する入札及び契約状況について ③ 入札参加停止情報について （4）案件の審議 ① 審議案件の抽出理由説明 ② 各案件の説明、質疑 ・ 建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件 ・ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札） 2件 ・ 建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 ③ 審議結果講評 （5）その他 4 閉会

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(3) 報告事項（事務局から説明） ① 令和6年度入札制度改正について ② 令和6年度下半期建設工事等に関する入札及び契約状況について ③ 入札参加停止情報について (4) 審議の案件 ① 審議案件の抽出理由説明 案件抽出委員：契約方法、業種、落札業者が偏らないよう抽出、その中で規模、金額が大きいものを選出した。 ② 各案件の説明、質疑 ・建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件 01_舗装修繕工事（その3） 委員：本案件は5者応札があり、そのうち3者が最低制限価格で入札したため、くじが実施されている。舗装工事業においては、このような結果になることが多いのか。 委員：くじ実施は珍しくないとのことであるが、本案件のように3者のくじ実施も多いのか。 委員：5者の応札があったとのことであるが、舗装工事業者が施工しやすい工事であるのか。 02_市立水谷中学校長寿命化建築工事（第2期工事） （ゼロ債務） 委員：4者の入札参加受付に対し、1者辞退となっている。辞退した業者の辞退理由は何か。 委員：当該工事の落札業者は、過去の入札監視委員会において入札参加業者として挙がってこなかったが、過去の実績はあるか。	事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 事務局：舗装工事は、積算が基本通りのものであるため、業者も積算しやすいことから、最低制限価格での入札によるくじの実施はめずらしくない。 事務局：舗装工事において2者又は3者が同額となる事例は、複数件見受けられる。 担当課：そのとおりである。 事務局：事務局による説明 事務局：辞退理由は確認していない。 事務局：当該落札業者の実績は、平成29年度に1件ある。

委員：一抜け方式の案件とあるが、「市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第２期工事）（ゼロ債務）」「市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）」が同時期の同種工事として、一抜け方式を採用したということか。 委員：本案件は応札者３者とも最低制限価格同額でくじを実施しているがこのようなことは多いのか。 委員：一抜け方式となる複数案件の開札順序はどのように決めているのか。	事務局：そのとおりである。 事務局：建築工事においては、このような入札結果になることが多いと認識している。 事務局：１抜け方式を組んだ場合は、金額が高い順に開札をする。 なお、先の案件の落札者は以後の一抜け案件に応札があった場合に無効となる。
03_水谷浄水場次亜注入設備更新工事 委員：本案件の参加資格は、市内の入札参加資格を有する本支店等と埼玉県内の入札参加資格を有する本支店等となっている。２者応札があり、落札業者は県内他自治体の業者であるが、もう１者は市内業者か。 ・建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札） ２件 01_富士見市水道ビジョン（改訂版）等作成業務委託 委員：指名業者６者全てが市外業者であるが、市内で本案件に対応できる業者があまりいないということか。 委員：水道ビジョンについて、説明をお願いしたい。 委員：本案件は一から策定する訳ではなく、改訂版を軸に現状に合わせて変えていくものと理解するが、ビジョン作成業務としては、契約額が２４２０万円と高額であるのは、業務遂行にあたり相当の人手と時間を要するということか。 委員：指名業者選定で「建設コンサルタントで入札参加資格があるもののうち、①担当課が本件を発	事務局：事務局による説明 担当課：富士見市内に機械器具設置工事ができる業者が限られており、応札のあったもう１者も市外業者である。 事務局：事務局による説明 事務局：市内にも建設コンサルタントでの入札参加資格を有する業者はあるが、実績等を考慮し、今回は市外の業者を指名した。 担当課：老朽化施設・管路を計画的に更新し、恒久的に給水サービスを提供するため、水道における資産管理を実施するもの。 担当課：そのとおりである。 事務局：本案件の落札業者である。

注するにあたり見積を徴取した業者、又は②本市又は他自治体で本件同種業務の受注実績のある業者に当てはまる業者から選定した。」とある。本件の発注にあたり見積を徴取した業者はいずれか。 委員：見積徴取は1者のみか。	担当課：基本的には2者又は3者から参考見積を徴取するが、本案件については現行の水道ビジョンの契約業者1者から見積を徴取した。
02_地質調査業務委託（その2） 委員：本案件の見積徴取業者は何者か。またいずれの業者か。 委員：1者のみから見積を徴取した理由はあるのか。	事務局：事務局による説明 事務局：本案件の落札業者1者から見積を徴取した。 担当課：当該委託料は、積算にあたりすべて公共歩掛りを用いていること、周辺地点における過去の地質調査データがあったことから、1者からの徴取とした。
・建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 01_境界標設置工事 委員：随意契約の理由として、通常積算額と比較して価格面で有利とのことだが、通常積算額はどのように算出し、どのくらい有利性があったのか。 委員：境界標設置工事については、境界点再現測量を実施して境界標を設置するものであるため、測量に関して高い専門性を有する業者でないとできない特殊な工事ということか。 委員：測量、分筆、境界標設置工事を一式で発注することはできないのか。	事務局：事務局による説明 担当課：通常積算額とは、公共歩掛りを用いて県の積算基準により積算したものである。通常積算額が536万6,900円であるのに対し、契約額が372万9,000円であるため、163万7,900円割安である。 担当課：そのとおりである。 担当課：本案件は、測量後に道路工事、U字溝設置等の道路整備を済ませてからの実施となる。測量と本工事の間に相当の期間を要するため、別々の発注となっている。

③ 審議結果講評 委員長 審議案件については、妥当ということで審議を終了することとする。 (意見具申については、委員会意見の項目に記載) 委員各位：承認 (5) その他	
--	--

委員会意見	高額案件の入札にあたり、内規にて地域要件を市外まで拡大して実施した結果、市外業者が落札しているのは、競争性確保のためにはやむを得ないものとする。 水道ビジョンや新庁舎整備に向けた地質調査については、長期的な取組になることが見込まれるため、状況を注視していく必要がある。 工事費等の積算にあたり、参考見積の徴取先が1者のみの案件が散見されたが、精度を向上させるためにも、参考見積であったとしても複数者から参考見積を徴するべきである。また、1者見積による積算の際は、複数者から見積を徴取しなかった事情を付記してもらいたい。 新庁舎整備事業関連については、物価上昇を背景として、今後も高額な案件が出てくるとされる。市民からの税金を使って工事を行うということに対して、より公平性や客観性が保てるような仕組み作りが必要である。
-------	--